

鳥取縣公報

昭和十七年七月三十一日
第千三百五十五號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告 示

◇鳥取縣告示第五百十號

日野郡二部村大字二部宿耕地整理組合第一區換地處分ノ件認可セ

昭和十七年七月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◇鳥取縣告示第五百十一號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々
壯牛ノ結核病検査左ノ通施行ス 所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査
所ニ該畜牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十七年七月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査月日 検査場所 牽付區域

八月三十一日	倉吉農學校
九月二日	社 村
九月三日	倉吉町
同月五日	三 德 村
同月七日	旭 村
同月八日	澁 江 町
同月九日	道 笑 町
同月十日	錦 町
同月十一日	所 子 村

東伯郡一圓

米子市、西伯郡一圓

00853

◇鳥取縣告示第五百十二號

西伯郡淀江町 町長 倉光清六
右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可セリ

昭和十七年七月三十一日

鳥取縣知事 土肥米之

一名 稱 淀江海水浴場

二 所在地 西伯郡淀江町大字淀江

三 開設期間 自七月十五日至八月三十一日

◇鳥取縣告示第五百十三號

氣高郡末恒村大字内海

三橋豐藏

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可セリ

昭和十七年七月三十一日

鳥取縣知事 土肥米之

一名 稱 白兔海水浴場

二 所在地 氣高郡末恒村大字内海字白濱

三 開設期間 自七月二十日至九月十日

正 誤

十七年七月二十八日號外縣告示第五百七號中初行「農業水利臨時調整令施行規則第三條」トアルハ「農業水利臨時調整令第二條」ノ誤

00854

彙 報

八月の大詔奉戴日實施方策

(都市では一齊ラジオ体操)
(農村では一齊草刈運動)

(振興課)

八月の大詔奉戴日は「承諾必謹」の精神に一層徹底せしめると共に、次の實踐事項に依つて之を体顯せしめることとなつた。

一、大詔に関する講話

當日午前六時三十分より十五分間「大詔に関する講話」を放送し、全國民をして「承諾必謹」の精神に更に徹せしめる。

二、實踐事項

イ 都市に於ては一齊ラジオ体操

夏季心身鍛鍊期間に於ける健民運動の中心日とし、全國民舉つてラジオ体操に参加し、市民總鍛鍊習性の基調たらしめること。

ロ 農村に於ては一齊草刈運動
農山村及び都市の農業地區に於ては一齊草刈運動を普く實施し、心身の鍛鍊を期すると共に飼料、肥料の資源確保を圖り以て草刈報國の美風を作興し其の普及の一大契機たらしめること。

三、實踐事項に関する放送

大詔奉戴日の當日前に於て實踐事項に関するラジオ放送を行ふ

八月八日大詔奉戴日

(振興課)

▽趣旨

決戦下國民の体力鍊成を圖るため實施せられてゐる健民運動を特に強調し、これが徹底を期するため、八月八日の大詔奉戴日を「全國都市一齊ラジオ体操」へ總参加の日とし、全國民は最寄りの會場に於てラジオ体操を行ひ、これにより明朗剛健なる氣風を作興すると共に、この日を發足日として積極的に心身鍊成の慣習を昂張しようとするものである。

▽運動實踐の動員範圍

農業地區を除く全國都市地域の町内會・部落會・隣組・學校・青少年團・壯年團・婦人會・工場・會社・商店・官公署等の團體及び家庭(當日の参加人員を報告のこと)

▽運動實踐の要領

- 一 本運動には市町支部は市町當局及び關係團體と連絡の上豫め一定の動員及び運動實施計畫を樹立しこれが徹底を圖ること
- 二 現地指導は支部役職員の他、市町吏員翼賛壯年團・在郷軍人會・青少年團・學校職員等これに當ること

三 實施方法

- イ 當日午前六時より「全國ラジオ体操の會」主催により、夏季中各國民學校其の他の場所等に於て實施中の「ラジオ体操の會」若は當日催される「ラジオ体操大會」に市民擧つて参加すること
- ロ 「一齊ラジオ体操」に参加不能のものは隣組單位、若は各家庭に於て同時刻にラジオ体操を必ず行ひ、尙六時三十分以下の講話放送を聴くこと

全國一齊草刈運動

(振興課)

▽趣旨

大東亞戰爭の目的完遂のためには一億國民の剛健なる心身の鍊成が根本の要件である。而して國內の未利用資源に依る飼料・肥料の増産確保は又刻下の緊要事であるため、來る八月八日の大詔奉戴日の佳き日に當り、健民勤勞報國の精神を基調とする全國農山村民の一齊草刈運動を早朝より行ひ、併せて政府の豫ねて提唱してゐる飼料及び肥料の自給増産運動を側面から支援することゝなつた。

▽運動實踐の動員範圍

全國農山村並に都市農業地區の部落會(部落團體を含む)學校生徒、兒童、青少年團、婦人會、農業増産報國推進隊等の團體

▽運動實踐の要領

- イ 本運動については大政翼賛會市町村支部は農會と連絡の上一定の目標並に作業計畫を樹立して實施團體と打合せの上これが實踐の徹底を期すること
- ロ 現地指導は大政翼賛會支部役員及び市町村農會役職員がこれに當り、學校其の他の團體當局者はこれが指導協力に努めること
- ハ 從々の草刈場は勿論山野・河川敷内・堤防・道路・鐵道線

- ホ 右に依つて當日得た飼料・肥料の價格を算定して其の金額はこれを貯金すること
- ニ 刈取つた草は必ず青草飼料・乾草飼料・堆肥材料等とし、市町村農會又は畜産團體と連絡してこれを有効に利用すること

▽運動實施の順序

一 大政翼賛會のなす事項

- イ 農林省を初め政府關係機關と連絡を圖り、參加關係團體の外帝國農會・帝國畜産會・全國森林組合聯合會・大日本翼賛壯年團・日本馬事會・全日本草刈選手權大會と連絡を圖り、右關係廳及び團體はそれ々其の地方機關に對し、趣旨の徹底及び協力方につき適當なる措置を講ずること
- ロ 關係者參集の上協議打合せを行ふこと
- ハ ラジオ放送、新聞紙に依る宣傳等を行ひ、本運動趣旨の徹底を圖ること

二 道府縣のなす事項

道府縣關係部課、道府縣農會、道府縣畜産組合聯合會、道府縣森林組合聯合會並に農業報國聯盟、大日本青少年團、大日本翼賛壯年團、大日本婦人會等の各支部其の他關係團體と緊密なる

連絡をとり、動員並に物資計畫を作成して本運動を徹底せしめること

國策輸送協力運動の展開

—八月二十四日より全國一齊に—

(振興課)

戦時下に於ける輸送力の重大性を全國民に認識徹底せしめると共に全國民をして國策輸送に協力せしめるため、中央に於ては交通機關の愛護道義の透徹と現下の交通緩和打開のための交通訓練を實施することゝなつた。

則ち新なる交通道德の樹立を目ざし明朗懇切なる指導方針に基いて本運動を展開し、以て戦時物資輸送力の確保、國內生産力の擴充、併せて國民生活の安定を圖り大東亞戰爭完遂に資するため來る八月二十四日より三十日に至る一週間に亘つて全國一齊に、「國策輸送協力運動」を展開することゝなつたのである。其の要項を記すと次の如くである。

一 實施方法

- 1 戦時下交通機關の重要性の普及
- イ 交通訓練期間中に於ける講演會、座談會、ラジオ放送等

00859

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 自稱本籍北海道札幌市北二條東十二丁目二十三番地、住所不詳
- 二 年齢、性別、職業 工藤征吉 四十五年 椅子職人
- 三 相貌、特徴 身長五尺二寸位、顔長ク、額廣ク、眉毛太ク目、口、耳、各普通、鼻隆ク、長ク頭髮三寸位 特徴 鼻アリ
- 四 著衣及所持金品 洋服上下シャツ一 茶黒破レ夏衣各一帽子 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年三月三十一日
- 五 假埋葬年月日及場所 昭和十七年四月二日 函館市山脊泊共同墓地
- 備考 右函館市松風町十五番地入船旅館ニ宿泊中昭和十七年三月二十四日午前一時三十分腦溢血ニ因リ死亡前記ノ通假埋葬ス
- 六 取扱者 函館市長 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名不詳男
- 一 年齢 推定五十歳位
- 一 人相 五尺六、七寸上齒總入齒下齒四本入齒
- 一 著衣 黒紺色オーバー紺木綿作業用メテン襟服上下黄

色糸襟巻着用

- 一 死體發見月日及場所 六月五日 港内海面ニ漂流
- 一 其ノ他 海中ニ顛落溺死セルモノト認メラル
- 一 取扱者 小樽市長 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名年齢 不詳女性
- 一 年齢 推定二十三歳位
- 一 人相 丈四尺五寸位、中肉手足ヨリ推定スルニ勞働ノ經驗ナキモノ、如シ、顔面ハ腐爛甚シク人相不明鼻耳ハ脱落シ上齒三枚脱落右脇下竝ニ右背部ニ按摩膏ヲ貼布セル痕跡アリ
- 一 著衣 青地ニ白縦縞メリンス袴、晒襦袢、名古屋夏帯、ネル縋模樣腰巻黒下袴、桃色赤メリンス細紐
- 一 死體發見年月日及場所 昭和十七年六月二十五日午前四時發見苦小牧町中央院裏海岸西寄り約百間ノ箇所ニ打揚ゲラレ漂着セルモノナリ死後一週間位經過セルモノ
- 一 原因 自殺ニ因ル
- 一 取扱者 北海道勇拂郡吉小牧町長 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十七年七月三十一日印刷
昭和十七年七月三十一日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣
印刷所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣